

第1回障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）

指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成25年10月1日（火）午後4時から午後5時30分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階第3会議室
3. 出席者 (委員)小寺委員、渡部委員、橋本委員、白木原委員、下治委員  
(事務局)寺西障がい福祉課長、橋障がい福祉課長補佐、野口障がい福祉課主任
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介  
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、会議録公開方法の決定  
募集要項等の説明、会議の進め方の説明、審査基準の説明  
第1次審査（書類審査）、休憩（集計）、審査結果の報告、  
第2回委員会説明、閉会
5. 傍聴定員 -（非公開のため）
6. 担当部署 (担当課名) 健康福祉部 障がい福祉課  
(電 話) 06-6902-6154（直通）
7. 会議録

【事務局】 開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、第1回障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）  
指定管理者候補者選定委員会 次第でございます。

以下、「センター指定管理者選定委員会」と表現させていただきます。

資料1「センター指定管理者選定委員会 席次表」でございます。

資料2「センター指定管理者選定委員会 委員名簿」でございます。

資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」  
及び「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する  
条例施行規則」でございます。

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」でございます。

資料5「門真市情報公開条例」でございます。

資料6「センター指定管理者募集要項」でございます。

資料7「センター指定管理者業務仕様書等」でございます。

資料8「センター指定管理者申請者一覧」でございます。

資料9「センター指定管理者 第1次審査基準表（案）」でございます。

資料10「センター指定管理者 第1次審査得点表 委員採点用」でございます。

資料11「事業報告書等」

資料に不足はございませんでしょうか。

なお、追加及び差し替え資料がございます。

追加資料につきましては、社会福祉法人 晋栄福祉会 分となります。

内容といたしましては、代表者及び役員の履歴を記載した資料の追加となります。

差し替え資料につきましては、2点ありまして、アースサポート 株式会社 分となります。

内容といたしましては、1点目が委員の皆様にお渡ししている申請書では、納税（課税）証明書の固定資産税 都市計画税、固定資産税、償却資産、固定資産税 法人住民税が（平成22年度から平成24年度）になっておりますが、直近3箇年分（平成23年度から平成25年度）分への差し替えとなります。

2点目が、決算報告書が第19期分、20期分となっておりますが、過去2事業年度分となりますので、20期分はそのまま、21期分への差し替えとなります。

**【事務局】** ただ今より、第1回障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙中にも関わりませず、選定委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

申し遅れました私、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課課長補佐の橋と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、各委員様の席につきましては、事務局で指定させていただいております。

ますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

まず、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

種智院大学 教授の こてら てつや 小寺 鐵也 様 でございます。

公認会計士の わたなべ やすひこ 渡部 靖彦 様 でございます

門真市民生委員児童委員協議会 副会長の はしもと はつみ 橋本 ハツミ 様 でございます。

大阪府立守口支援学校 校長の しらきはら わたる 白木原 亘 様 でございます。

門真市健康福祉部長 しもぢ まさかず 下治 正和 でございます。

委員5名中、現在の出席者は、5名で資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」第10条に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして事務局の職員の紹介をさせていただきます。

障がい福祉課長の 寺西 でございます。

主任の野口で ございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件に移らせていただきます。

まず、案件1「委員長・副委員長の選出」です。

お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」第9条の2には、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されておりますが、選出方法についてはどのようにいたしましょうか。

何かご意見ございますでしょうか。

(事務局一任の声あり)

**【事務局】** ただいま、事務局に一任するというご意見をいただきましたので、推薦させていただきます。

委員長には、種智院大学 教授として、障がい者施策についての豊富な経験、実績から、小寺委員を推薦いたします。

また、副委員長にも同じく守口支援学校 校長として障がい児に精通されていることから白木原委員を推薦いたします。

ご同意いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【事務局】** 異議なしとのお声をいただきましたので、委員長を小寺委員、副委員長を白木原委員と決定し、お願いいたしたいと存じます。

代表して、委員長に、就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

**【委員長】** 改めまして、委員長に推薦いただきました小寺でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

指定管理ということでかなり大事なセンターの中ということで新たな業務内容が記載されておりますので、委員の皆様方の貴重なご意見をいただきながら決定していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私と白木原さんとで今回進めていきたいと思っておりますので、ご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】** それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。

委員長よろしくお願いいたします。

**【委員長】** それでは早速議事に入っていきたいと思っております。

お手元の次第の案件2、「会議の公開・非公開について」事務局より説明願います。

**【事務局】** 本市におきましては、お手元の資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は原則公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、公開することにより、1点目としましては率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること、2点目としましては申請団体の信用や技術等に関する情報の公開により、申請団体に不利益をおよぼすおそれがあること、以上の2点の理由を一定要件といたしまして、非公開とすることが望ましいと考えております。

このことについて、ご検討をお願いします。

**【委員長】** ただいま、事務局からこの会議の公開・非公開について、事務局としましては、2点の理由から非公開が望ましいと提案がございましたけれども、何かご意見がございませんか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】** 委員の皆さんにおいてご意見が無い様ですので、本委員会につきましては非公開に決定いたします。

**【委員長】** 続きまして案件3、本委員会の「会議録」について事務局より説明願います。

**【事務局】** 本委員会での会議録につきましては、資料5「門真市情報公開条例」の第6条各号に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本委員会での会議録につきましては、資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表することとします。

また、第2回選定委員会終了後速やかに、第1回と第2回の会議録を併せて公表します。

なお、会議録の作成につきましては、資料5「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます

**【委員長】** ただいま、事務局からこの会議の会議録の公開と作成について提案がありました。門真市情報公開条例に基づきまして、原則公開といきたいというご意見ですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】** 委員の皆さんにおいてご意見が無い様ですので、本委員会につきましては、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表することといたします。

また、第2回選定委員会終了後速やかに、第1回と第2回の会議録を併せて公表するという事にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【委員長】** 続きまして案件4、募集要項等について事務局から説明願ひます。

**【事務局】** それでは、募集要項等についてご説明します。

お手元の資料6の「指定管理者募集要項」1ページ、2施設の概要をご覧ください。

まず、選定の対象となる施設は、門真市御堂町14番1号にある障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）でございます。

こちらは、平成12年に開設し門真市保健福祉センターの2階で事業展開をしております。

設置目的は、日常生活において介護を要する身体、知的及び精神障がい者（児）並びに難病患者等に対し、放課後等ディサービス、生活介護、

自立訓練のサービスを提供することにより障がい者等の福祉の向上及びその介護者の負担軽減を図る。

また、福祉関係団体に対する貸館業務を行うことにより、障がい福祉活動の推進に寄与することを目的としております。

**【委員長】** 続きまして、「指定期間及び指定管理料」について事務局よりご説明をお願いします。

**【事務局】** 2 ページ 3 指定期間及び指定管理料をご覧ください。

指定期間につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間といたします。

指定管理者は、施設の利用に係る料金を収入とすることができるため、指定管理料については前回と同様無料といたします。

以上です。

**【委員長】** ここまでの事務局からのご説明で、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

続きまして案件 5、会議の進め方について事務局から説明願います。

**【事務局】** 本日から第 2 回目の選定委員会までの流れを説明申し上げます。

「会議の進め方」について、今回センターの指定管理者の申請を公募したところ 3 団体から申請がありました。

本選定委員会は本日を含め、2 回開催したいと存じます。

今後のスケジュールでございますが、第 2 回選定委員会を 10 月 10 日（木）に開催させていただきます。

事務局案としての流れをご報告したいと存じます。

本日第 1 回目は、このあと選定の基準等の確認をしたのち書類審査による第 1 次審査を行い採点していただきます。

第 2 回目は、プレゼンテーション審査による第 2 次審査を行い採点していただきます。

なお、1次審査の点数配分につきましては、100点、2次審査の点数配分につきましては60点を考えております。

指定管理者候補者につきましては、第1次審査による採点と第2次審査による採点を踏まえて総合的な協議を行っていただき、選定していただきたいと考えております。

第2次審査におきましても事務局としましては、第1次審査での書類審査による採点を最重要視しつつ、次の点にも重きをおきたいと考えております。

第2回目のプレゼンテーションを踏まえ、書類による第1次審査では十分に把握できなかった内容とか、平等な利用を図る為の手法、利用者の増加サービスを図る為の具体策等の内容につき、5年間の指定に耐える内容になっているか否かを織り込んだ質問をして参ります。

繰り返しますと、本日採点いただいた中で、もう少し具体的な内容について把握すべき内容たとえば、障がい児に対する今後の事業運営、障がい者の就労支援策についての今後の事業についてなど、3項目程度の質疑応答を第2回目には、考えております。

この1回目が2回目につながる重要な審査となります。

審査書類が多いため、審議に時間がかかるものと存じますが、第2回選定委員会での質問項目もお考えいただきながら、慎重なる審議をお願い申し上げます。

なお、本日の第1次審査では、各委員様に配布させていただいております資料10の「第1次審査得点表 委員採点用」により各委員様の点数の集計を本日事務局で行い、第1次審査結果として各委員様に報告し、応募団体には、第2次審査の案内を送付いたします。

以上です。

**【委員長】** ただいま、事務局から審査、会議の進め方につきましてご説明いただきました。

この件につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

事務局の案どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

よろしくお願いいたします。

**【委員長】** 続きまして案件6、審査基準について事務局より説明願います。

各団体が提出されました事業計画書及び収支計画書等について、書類審査をしていただくわけですが、具体的な審査の基準については事務局より説明願います。

**【事務局】** それでは審査基準についてご説明します。

指定管理者制度の導入の柱としましては、「市民サービスの向上」と「経費の削減」というのが大切であります。

しかし「経費の削減」につきましては、さきほど「指定期間及び指定管理料」でご説明しましたとおり、指定管理料を設けておりません。

管理運営につきましては、国の基準による利用料で行います。

そのために審査基準の対象としておりません。

本日配布しております資料9の「第1次審査評価基準表(案)」及び資料10の「第1次審査得点表 委員採点用」は、資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項の選定基準をもとに、施設の設置目的などを勘案して評価項目や配点を想定した事務局案でございます。

資料9の「第1次審査評価基準表(案)」では、選定項目、審査項目、内容に分けておりますが、内容につきましては、あくまで審査に際しての例として掲げているものであり、必ずしもその項目に限定するものではありません。

点数につきましては、100点満点でございます。

しかし今回、「経費の削減」が対象外となりますので、選定項目1の平等な利用の確保の内容に、特に医療的ケアの必要な重症心身障がい者児への配慮と、選定項目2の施設の効用を最大限に発揮の2項目が今回の重要な柱と考えており、それぞれ30点と配分しております。

また、選定項目4の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているかにつきましても、30点と配分しており、30点の内「安定的な運営が可能となる財政的基盤」の10点の採点につきましては、B委員様にお願いしたいと考えております。

選定項目4につきましては、B委員様におきましては30点で採点していただき、他の委員様におきましては30点から10点を差し引いた20点で採点していただきたいと考えております。

また、選定項目5のその他管理に際しまして必要な事項につきましては、10点と配分しております。

もう一度繰り返しますと、B委員様に満点の100点満点で採点していただき、他の委員様に満点の100点から10点を差し引いた残りの90点で、採点をお願いし、B委員様に採点いただきました「財政的基盤」10点を各委員様の採点に上乘せしたいと考えております。

以上の内容につきましては、項目の加除、配点の見直しなどのご意見がございましたら、ご提案をいただきたく存じます。

**【委員長】**      ありがとうございます。

ただいま事務局の方から採点基準についてご説明がありました。

これにつきまして何かご意見・ご質問はございませんか。

今回は、管理料を取らない、いわゆる入札的な事はない、内容的なものを中心に審査していく、ただ安定的な運営が可能となる財政的な基盤については、B委員にお願いする、他の部分については我々がまた、B委員も全体も関わっていただきたいと思いますと思いますが、役割分担をしていく、そういうことと少し重点的に医療的ケアの問題、そのあたりを重点化していく、施設の効用というものを少しポイントを上げていく、その2点について少し重点化した配点となっておりますが、ご意見ございませんか、このままでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

そうしましたら、事務局案のこの採点表でいきたいと思いますので、  
よろしく願いいたします。

**【委員長】** それではただいまから案件7、実際に書類審査に入っていくという段  
取りでよろしいでしょうか。

そうしましたら、書類審査のことでその他、事務局から説明すること  
はありますか。

**【事務局】** 得点につきましては、各委員様に配布しております資料10の「第1次  
審査得点表 委員採点用」で団体名、社会福祉法人 晋栄福祉会、ア  
ースサポート 株式会社、株式会社 オールケアライフとなっております  
ので、それぞれ、1項目、2項目、4項目、5項目につきまして得点を  
入れていただきたいと存じます。

なお資料11「事業報告等」の口取紙（セルフインデックス）の1番が  
資料9の「第1次審査基準表（案）」の選定項目1、同じく2番が選定項  
目2、4番が選定項目4、5番が選定項目5に当たります。

**【委員長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまから書類審査をそれぞれ委員様にお願いいたした  
いと存じます。

各委員においては、事前に事務局より配布のあった申請書等及び資料11  
「事業報告等」を精査していただき、基準に沿って評価をお願いいたし  
ます。

なお、採点には、約30分程予定しておりますので、どうぞよろしくお  
願いいたします。

そうしましたらよろしく願いいたします。

(審査開始、審査終了)

【委員長】 皆さん採点が終わりましたので、これより事務局の集計が終わるまで、休憩に入ります。

(休憩終了)

【B委員】 (各団体の財務状況について報告)

【C委員】 規模としては、アースサポートは、3者の中で一番大きいですね。全国でサービス提供を展開できていますね。

【B委員】 (各団体の財務状況について報告)

【事務局】 集計が終了しましたので、合計点の高いところ発表させていただきます。

一番高いところで株式会社 オールケアライフで389点、2番目が社会福祉法人 晋栄福祉会で382点、3番目がアースサポート 株式会社で、328点という結果でございます。

【委員長】 トップが株式会社 オールケアライフ、2番目が社会福祉法人 晋栄福祉会、3番目がアースサポート 株式会社という形となりました。

これで1回目の審査は終わりました。

2回目の日程等を事務局よりお願いします。

【事務局】 次回、第2回選定委員会は、3団体によるプレゼンテーションになります。

10月10日(木)午後1時30分から午後4時30分まで本日より同じ市役所別館3階第3会議室にて開催いたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

同内容の審査基準に用いまして、各団体15分ずつのプレゼンテーションのあと、最も重要と考えております15分程度の質疑応答をとおしてトータルな観点からの判断に基づく相対評価を行っていただくことを考え

ております。

本日お気づきの点などから、次回の質疑応答時へのご意見を賜ればと  
考えております。

以上です。

**【委員長】** 何か共通の質問項目があるのでしょうか。

**【事務局】** 事務局として3つの質問案を考えております。  
また、後ほど少し説明をさせていただきます。

**【委員長】** 何か他、お気づきの点ありますでしょうか。

(B委員を中心に、各団体が安定的な運営が可能か及び財務状況について審議)

**【委員長】** 大きな柱の1つが重症心身障がい者（児）へのケアであり、そのこと  
がどこまで計画に反映しているか、どう考えて計算したのでしょうか。

**【D委員】** スタッフの表で人員体制が、違うのはどうしてでしょうか。  
各社で全然違いますね。

**【事務局】** 見る限りではオールケアライフが一番かなと、一応大阪府の指定取れ  
ればできると思いますが、少し心配です。

**【D委員】** オールケアライフは、他社より10人程多く配置しています。  
そのことで、予算にかかる人件費多くなっていると思われ  
ます。  
今すでにオールケアライフは、重症心身障がい児の受入れを行っ  
ていますか。

**【事務局】** 重症心身障がい児の受入れは行っております。

【D委員】 アースサポートは、オールケアに比べれば、半分の人員になっており、実際対応できるのか心配です。

【C委員】 アースサポートは、規模が大きいのので人員の応援も可能であると申請書には記載があるが、実際のところは、どうなのかという疑問があります。

【B委員】 今の事業の延長線上と考えているのではないのでしょうか。

【委員長】 当然プレゼンテーションの際にはそこらへんのあたりを聞きたいです。

【D委員】 事務局として、質問は何を考えていますか。

【事務局】 質問を3つ程考えております。

【委員長】 説明をお願いします。

【事務局】 1つ目として、放課後等ディサービスに係る部分になります。

重症心身障がい者（児）に対する放課後ディサービスは、来年4月から提供開始予定です。

実施するにあたり府の指定をとっていただく形になりますが、どのような支援策また介護者の負担軽減策を考えているかを聞きたいです。

委員の方から聞いていただきたいです。

2つ目が障がい者の就労支援関係の質問で、3つ目が地域に開かれたセンターの役割を目指すにあたってどのように考えているかです。

【B委員】 最後に項目としてこれを説明するにあたり収益予算と支出予算を説明すれば全て入ってきますね。

数字で説明してもらえたら分かりやすいのではないのでしょうか。

予算の見積もり・人件費（常勤・非常勤）の積算根拠を説明してもら

ってはどうでしょうか。

26年度1期だけでもよいから積算根拠を説明してほしいです。

オールケアライフは、実際やっているのだから、イメージできて、細かく書いているが他の2社は、イメージできていない、何をイメージにしているか、数字で説明を求めたい、団体も説明しやすいのではないのでしょうか。

【事務局】 質問4でよろしいでしょうか。

【B委員】 結構であります。

【委員長】 この4つの質問は、3団体すべてに聞きますか。

【事務局】 そうであります。

毎回プレゼンテーションの際に委員さんから質問していただきたいです。

【委員長】 B委員さんから予算の4つ目の質問をお願いします。

【D委員】 4つ目を説明すれば、1，2，3も関係して出てきますね。

放課後等デイサービスにかかる分が質問1になるようですが、医療的ケアが必要なものを把握していますか。

医療的ケアについて、オールケアライフは大阪府の認定を取っていますか。

【事務局】 取っておられると思います。

【D委員】 他の2社は、把握していますか。

【事務局】 要項、仕様書に医療的ケアが必要な旨記載しています。

- 【D委員】 看護師が重症心身障がい児5名に対して、1名ずつとあるが、無理がありますね。
- 他の研修を受けた人を置いて行わないといけませんね。
- どこにも説明が出てこないの、どこかに説明をいれてもらいたいですね。
- 【委員長】 医療的ケアができる人材を確保できるか(研修等を受けて資格が必要)という質問を質問1に加えてはどうでしょうか。
- 【委員長】 オールケアライフは、研修をする主体にも入っていますね。
- 【事務局】 そのとおりです。
- オールケアライフは、大阪府が研修を開いていたが、オールケアライフ主催で研修を開催していることや、研修に参加しているということを把握しております。
- 【B委員】 質問1に加えるのでよいのではないのでしょうか。
- 【委員長】 質問1 障がいの支援策趣旨等は、2つに分け、具体的な指定関係は私で、まず初めに障がいの支援策趣旨を文書だけでなく、口頭で決意表明をしてもらい、思い入れ、利益追求やサービスの提供などを聞く、医療ケアができる人材の確保が可能かはD委員が質問。
- 質問2 就労支援関係は、E委員が質問、質問3 センターの役割は、C委員が質問、質問4 予算的な質問は、質問1～3を踏まえて収支が計上できているかB委員が質問と決定します。
- 【事務局】 質問3までで当初は各20点で60点満点としていたが、4を20点とすると80点満点になりますが、どういたしましょう。
- 【C委員】 点数配分を変更してはどうですか。

- 【委員長】 質問の点数配分を変更します。  
質問1・4を20点とし、質問2・3を10点の配分に変更し、合計60点に決定いたします。
- 【B委員】 まず初めに障がいの支援策趣旨を文書だけでなく、口頭で所信表明を  
してもらいたいでしょうか。
- 【委員長】 最初に聞かせてもらいましょうか。
- 【D委員】 当日の流れはどうなっていますか。
- 【事務局】 当日の流れについては、15分程度でプレゼンテーション、15分で集計  
を3回繰り返します。  
最後の調整で、不公平な点数になっていないかなどを再度確認いた  
したいです。
- 【B委員】 そうしたら所信表明的なものもあるわけですね。  
そうしましたら省略しましょう。
- 【委員長】 他、何か事務局に聞きたいことありますか。  
ないようでしたら、これをもちまして、第1回障害者福祉センター（門  
真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会を閉会します。  
皆様、長時間のご審議どうもありがとうございました。  
次回もよろしく願いいたします。